

## 神奈川県災害医療対策会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県災害時保健医療救護計画に基づき、災害発生時や平時における災害時保健医療福祉体制全般に関する活動及び災害医療に関する人材育成、研修、訓練等のあり方等の検討を行うための神奈川県災害医療対策会議（以下「対策会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 対策会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 神奈川県災害時保健医療救護計画の推進に関すること。
- (2) 災害医療に関すること。
- (3) その他目的達成のために必要な事項

(委員)

第3条 対策会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 神奈川県災害医療コーディネーター
  - (2) 神奈川県災害時小児周産期リエゾン
  - (3) 災害医療関係機関の役員又は職員
  - (4) 災害福祉関係機関の役員又は職員
  - (5) 自衛隊職員
  - (6) 海上保安庁職員
  - (7) 警察職員
  - (8) 消防職員
  - (9) 市町村及び関係行政機関の職員
  - (10) その他会長が必要と認めた者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 対策会議に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、対策会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議の開催)

第5条 対策会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

## (改定案)

(意見の聴取)

第6条 対策会議は、第2条に定める事項について必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(災害医療コーディネーター会議)

第7条 対策会議の下に、災害医療コーディネーター会議を設置する。

(庶務)

第8条 対策会議の庶務は、神奈川県災害医療を所管する所属において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営その他対策会議に関し必要な事項は、会長が対策会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年〇月〇日から施行する。